

介護報酬改定影響検証事業(介護従事者処遇状況等調査)について

① 調査実施委員会のこれまでの議論について

○第1回調査実施委員会(4月20日)

【議論内容】

調査の基本方針、調査対象サービス及び職種、調査票の作成方針、調査票の主な項目等

○第2回調査実施委員会(5月18日)

【議論内容】

調査票の具体的内容、団体ヒアリング

② 調査のスケジュールについて

本調査のスケジュールは以下のとおり

平成21年10月:調査実施

平成22年2～3月:第3回調査実施委員会(調査結果の分析)

4月以降:介護給付費分科会(調査結果の報告)

③ 調査の基本方針について

- ① 介護従事者の報酬改定前と改定後の給与等の実態把握
 - ・ 介護従事者の賃金水準が改定前と比べて改善しているかどうか
 - ・ 基本給の他に一時金や手当等に対応しているかどうか
- ② 給与等以外における介護従事者の処遇改善策の実態把握
 - ・ 福利厚生、研修等といった給与等以外にどのような方法で処遇改善を図っているか
- ③ 施設・事業所の加算の取得状況の把握
- ④ 介護従事者の処遇改善状況について継続的な調査の実施
 - ・ 次回調査では介護職員処遇改善交付金(仮称)の影響を含めて把握

④ 調査の構成について

- 施設・事業所における処遇改善の状況等を把握する、施設・事業所に関する調査
- 給与等の実態把握をする、従事者に関する調査

⑤ 調査対象サービスについて

○調査対象サービスは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護、通所介護、認知症対応型共同生活介護
(全体の約73%)

全職員(事務職員等を除く)における常勤換算職員数について

	常勤換算職員数	割合
介護老人福祉施設	230,272	18.4%
通所介護	176,854	14.1%
介護老人保健施設	164,073	13.1%
訪問介護	163,742	13.1%
認知症対応型共同生活介護	101,776	8.1%
短期入所生活介護	97,361	7.8%
介護療養型医療施設	81,779	6.5%
居宅介護支援事業所	64,529	5.1%
通所リハビリテーション	59,081	4.7%
特定施設入居者生活介護	52,240	4.2%
訪問看護ステーション	25,898	2.1%
認知症対応型通所介護	17,515	1.4%
訪問入浴介護	8,786	0.7%
小規模多機能型居宅介護	8,083	0.6%
地域密着型介護老人福祉施設	1,508	0.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	669	0.1%
夜間対応型訪問介護	424	0.0%
合計	1,254,590	100.0%

73.2%

※予防含む

(出典)平成19年介護サービス施設・事業諸調査(統計情報部)

⑥ 調査対象職種について

○調査対象職種は、生活相談員(支援相談員)、介護職員(訪問介護員を含む)、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員、介護支援専門員(全職員(事務職員を除く)の約94%)

職員(事務職員等を除く)に占める常勤換算職員数について

	生活相談員 支援相談員	介護職員 (訪問介護員を含む)	看護職員	PT・OT・ST 機能訓練指導員	介護支援専門員	その他 (事務職員を除く)
介護老人福祉施設	3.3%	71.3%	9.0%	1.9%	2.9%	11.6%
通所介護	15.8%	57.0%	13.6%	6.4%	-	7.3%
介護老人保健施設	3.5%	58.3%	20.8%	5.1%	3.0%	9.3%
訪問介護	-	100.0%	-	-	-	0.0%
認知症対応型共同生活介護	-	89.4%	4.3%	-	6.3%	0.0%
短期入所生活介護	4.6%	71.3%	9.6%	2.3%	2.4%	9.8%
介護療養型医療施設	-	41.7%	35.9%	5.9%	3.3%	13.1%
居宅介護支援事業所	-	-	-	-	100.0%	0.0%
通所リハビリテーション	-	66.3%	13.9%	13.1%	-	6.6%
特定施設入居者生活介護	5.3%	76.5%	12.0%	2.3%	3.9%	0.0%
訪問看護ステーション	-	-	86.6%	11.2%	-	2.3%
認知症対応型通所介護	19.9%	57.2%	11.8%	5.7%	-	5.4%
訪問入浴介護	-	64.2%	35.8%	-	-	0.0%
小規模多機能型居宅介護	-	64.4%	27.8%	-	7.7%	0.0%
地域密着型介護老人福祉施設	5.0%	65.4%	9.1%	2.8%	4.1%	13.7%
地域密着型特定施設入居者生活介護	6.6%	72.1%	12.4%	3.6%	5.2%	0.1%
夜間対応型訪問介護	-	59.0%	-	-	-	41.0%
合計	4.2%	65.4%	13.3%	3.5%	7.2%	6.5%

※予防含む

(出典)平成19年介護サービス施設・事業諸調査(統計情報部)

⑦ 調査実施委員会における主な議論

【調査実施委員会における主なご意見】

- 居宅介護支援事業等、調査対象サービスの範囲を拡大することができるかどうか
→介護支援専門員の処遇状況については、調査対象職種を拡大することにより把握できるため、居宅介護支援事業については調査対象サービスの対象外とする
- 看護・介護職員の他に、生活相談員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、機能訓練指導員、介護支援専門員等、調査対象職種の範囲を拡大することができるかどうか
→調査対象職種については、記入者の負担を考慮し、直接処遇職員及び介護支援専門員とする
- 報酬改定と介護職員処遇改善交付金(仮称)(以下、交付金)の影響をあわせて把握する必要があるのではないかと。把握にあたっては、平成21年度後半に再度調査をするか、平成22年度の調査とするか検討が必要ではないか
→交付金については、来年度に同様の調査を実施し、交付金実施の前後の状況を比較することで、交付金の影響分を把握する
- 交付金の認識について調査してもいいのではないかと
→今年度の調査実施する調査においては、交付金の申請状況等についての調査項目を追加
 - ・ 交付金を「申請する(予定・申請中を含む)」または、「申請をしない、検討中、知らない」について把握
 - ・ 「申請を行うために行った、又は行う予定」の処遇改善の状況について把握

⑧ 団体ヒアリングにおける主な議論

【調査実施委員会における主なご意見】

○ 給与等を上げない理由は事業所によって様々である。介護報酬以前より給与等の引き上げをしている、赤字補填をすることで雇用の安定化をしている、賃金以外の面（加配、資格取得等）で処遇改善をしている等が考えられる。

→給与等の引き上げ状況以外に考えられる処遇改善の方策及び収支の状況について調査。

○ 地域、開設年次、法人種別等の各施設・事業所におけるバックグラウンドに留意して分析する必要がある。

→分析する際には、地域、開設年次等の施設・事業所の実情に留意。

○ 結果のバラツキが出ないように、適切にサンプリングするべきである。

→標本設計をすることで、結果のバラツキをおさえる（目標精度1%）。

○ 会計はサービス毎に区分できるので、サービス単位で調査するべきである。

→サービス単位で収支の状況を調査。記入が困難な場合は、会計を行っている単位で調査。

介護従事者処遇状況等調査の実施の概要について

1. 調査の目的

平成21年度介護報酬改定が介護従事者の処遇改善に反映されているかの検証を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査時期

平成21年10月1日

3. 調査対象及び抽出率

(1) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(2) 調査対象施設（抽出率）

- 1) 介護老人福祉施設 (1 / 4)
- 2) 介護老人保健施設 (1 / 4)
- 3) 介護療養型医療施設 (1 / 4)
- 4) 訪問介護事業所 (1 / 20)
- 5) 通所介護事業所 (1 / 20)
- 6) 認知症対応型共同生活介護事業所 (1 / 10)

(3) 介護従事者の調査対象職種（抽出率）

1) 介護老人福祉施設

看護職員 (1 / 2)、介護職員 (1 / 5)、生活相談員 (1 / 1)
機能訓練指導員 (1 / 1) 介護支援専門員 (1 / 1)

2) 介護老人保健施設 (1 / 4)

看護職員 (1 / 4)、介護職員 (1 / 5)、支援相談員 (1 / 1)
理学療法士 (1 / 2)、作業療法士 (1 / 2)、言語聴覚士 (1 / 2)
介護支援専門員 (1 / 1)

3) 介護療養型医療施設 (1 / 4)

看護職員 (1 / 4)、介護職員 (1 / 2)、理学療法士 (1 / 2)
作業療法士 (1 / 2) 介護支援専門員 (1 / 1)

4) 訪問介護事業所 (1 / 20)

訪問介護員 (1 / 4)、サービス提供責任者 (1 / 1)

5) 通所介護事業所 (1 / 20)

看護職員 (1 / 1)、介護職員 (1 / 2)、生活相談員 (1 / 1)
機能訓練指導員 (1 / 1)

6) 認知症対応型共同生活介護事業所 (1 / 10)

看護職員 (1 / 1)、介護職員 (1 / 2)、介護支援専門員 (1 / 1)

4. 調査項目

(1) 施設・事業所票

給与等の引き上げ状況、介護従事者の処遇状況、収支の状況、加算の取得状況、利用者数、職員数 等

(2) 従事者票

性別、年齢、勤続年数、勤務形態、労働時間、資格の取得状況、兼務の状況、基本給額、一時金額 等

5. その他

介護報酬改定とは別に予定されている、介護従事者処遇改善交付金（仮称）の影響をふまえた分析を行う必要があるため、今回調査実施後に同交付金の交付開始後の処遇状況についても把握を予定している。